

市外等における不在者投票について

吉野川市選挙人名簿に登録されていて当該選挙の選挙権がある方で、不在者投票事由に該当する場合

- ① 「投票用紙及び不在者投票用封筒請求書兼宣誓書」(※以下、投票用紙等請求書)に必要事項を記載し、吉野川市選挙管理委員会へ、直接又は郵送で請求してください。(口頭、Fax、メールでの受付はできません。)

投票用紙等請求書は吉野川市選挙管理委員会にありますが、他市町村の様式でも可能です。

請求は、告(公)示前でもできます。(本市選挙管理委員会のホームページからもダウンロードできます。)

- ② 投票用紙等請求書が吉野川市選挙管理委員会に届いたら、記載事項を確認し、現住する住所宛に「投票用紙等」を送付します。

- ③ 郵送された封筒を開封すると中には、

ア、送付文書

イ、不在者投票用外封筒・不在者投票用内封筒・投票用紙、不在者投票証明書の入った透明な封筒

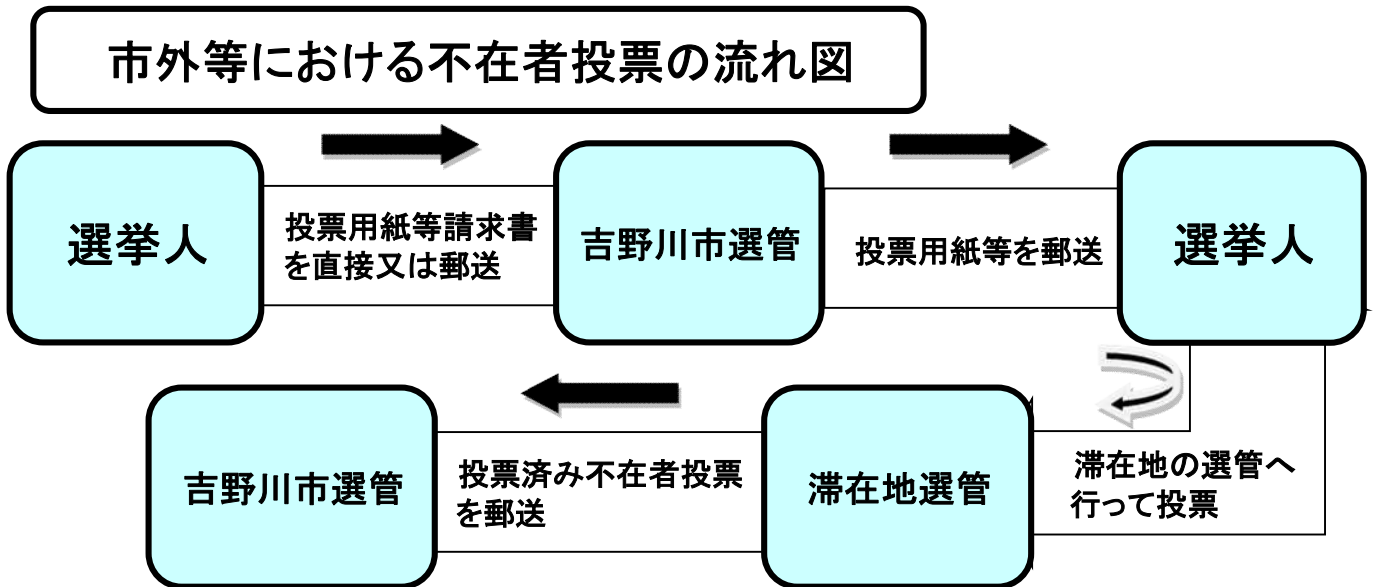
が入っています。そのうち、イの封筒は開封せず、投票日の前日までに滞在地の選挙管理委員会へ持参し、滞在地の選挙管理委員会の指示に従い、投票をすませてください。(開封した場合は無効になります。)
※滞在地の選挙管理委員会の執務時間内に投票できます。

(選挙管理委員会の一般的な執務時間 選挙時以外 8:30~17:15 選挙時 8:30~20:00)

※自治体によって対応時間が異なる場合があります。詳しくは投票する自治体にお問い合わせください。

- ④ 投票が終わると、滞在地の選挙管理委員会から吉野川市選挙管理委員会へ「投票済み不在者投票」が郵送され、投票完了となります。

【注意点】 郵送での手続きに時間を要します。可能な限り速やかに投票等のお手続きをお願いします。
※投票日の投票締め切り時刻までに吉野川市選管に到着しない投票は無効となります。



(連絡先) 〒776-8611

遠島県吉野川市鴨島町鴨島115番地1

吉野川市選挙管理委員会

電話 0883-22-2211 FAX0883-22-2245